

平成27年度「未来づくり説明懇談会」議事録（主旨要約）

□日 時	5月19日（火）午後7時～午後9時
□会 場	英比小学校体育館
□参加者	町側11人、地区側24人

1. 町民憲章唱和

2. 町長あいさつ

同趣旨のため省略（5月8日（金）宮津公民館参照）

3. 「住民税1%町民予算枠制度」について説明（政策協働課長）

わくわくコラボ事業・わくわくアイデア事業について

制度の概要説明及び募集要項に沿った各事業の説明及び応募促進講座の紹介をする。

4. 地区からの提言・質問事項についての主旨要約

質問（1）町道104号線の歩道又は、自転車帯（緑色のライン等による車道の区別）の設置及び道路拡幅について

1. 町道104号線を朝夕高校生等が通学のため使用しており、現在の道路のままでは非常に危険であるため、自転車帯等の早急対策が必要であるのでお願いしたい。

2. また、町道104号線は、福住から板山に入って一部狭くなっているところがあり、大型車とのすれ違い時や自転車が走行していると、どちらかの車両が待機する状態であるため道路の狭くなっている部分の拡幅対策が必要であるのでお願いしたい。（板山）

答）道が狭く自動車が通学の高校生などと並行して走るので危ないということですね。基本的には、自転車帯や緑色のラインを設置する場合、その分、道路拡幅が必要となりますので、大字として用地買収等の際にご協力をいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。（建設経済部長）

質問（2）陽なたの丘から町道2115号線及び町道2364号線の道路の拡幅及び歩道等の設置について

1. 最近陽なたの丘方面から県道西尾知多線に迂回する車両や町道104号線に抜ける車両が増加している。特に町道2115号線は中学生の通学道路のため、通学路に対する自転車通行帯等の対策が必要である。

2. また、同2路線はもともとは生活道路や農業従事者の道路のため、道幅も狭いことから早急の拡幅工事をお願いしたい。（板山）

答）こちらの道路につきましても拡幅の必要があるという要望ですね。昨年度、要望のあ

った町道2115号線の一部で待避所の設置は、今年度、施工を行います。地権者の方のご協力をいただけるということなので、協力をお願いします。現在のところ、自転車通行帯について、設置する考えはありません。(建設経済部長)

関連質問) 今建設部長の方から、買収に入りたいので協力してくださいということであったが、町としては拡幅工事を進める方向であると考えてよろしいか。(板山)

答) 今のところ予定はないが、拡幅するには地元の協力がいただきたいということです。(建設経済部長)

質問(3) 町へのお願いで区民より出された維持補修申請とか土木補修請求がありますが、申請した年度を過ぎてもまだ実施がされない項目もあります。出来ないならその返事とか、翌年度または翌々年度の取り組みになるなら、その返事とか何か出してもらえないものでしょうか。(福住)

答) この案件につきましては、最初の区長会でも質問がありまして、申請していただいた要望などにつきましては、現地、重要度、緊急度を見ながら施行させていく判断をしています。今後施行が可能かどうか、いつ行うかなどの回答は必ずさせていただきます。(建設経済部長)

質問(4) 隣り合った自治会の境界地の補修依頼が一方の自治会から出されていて、それを施工実施された物件がありましたが、数年前の依頼に対し実施されたためか、もう一方の自治会には連絡もないままに工事を終わられてしまいました。そのため連絡を受けなかった側の地主と工事業者の間で少々もめごとが発生しました。年を経ても自治会への連絡は確実にして欲しいです。(福住)

答) この問題は、福住と福住園高台の境について、職員の認識不足がありました。今後は場所をよく確認し、関連する自治会に連絡するようにします。(建設経済部長)

質問(5) 新しく家も建ち広い家への交差点交通量も増えている中で、細い道側路面の歩道手前に白線1本欲しいと要求を出したが、県の許可云々で引けないとの返事。少し慣れ始めた場所となった今、いよいよ接触事故が起こりやすくなってきているが仮の線も看板も敷設しなくていいのか心配になる。(福住)

答) この一本の線というのは、おそらく、停止線(w=45cm以上、白色)のことだと思います。停止線につきましては、やはり公安委員会の施行になります。ただ、線の細さが違う、停止指導線(w=30cm、白色)は、阿久比町で引くことができますので、大字さんから要望書(維持補修等施行申請書)を提出ください。一本だけというというのは施工の効率が悪いので、まとめていただいて、要望書に場所を特定して要望書を提出してください。(建設経済部長)

関連質問) 3番目の件ですが、町道というか宮津線に出るための細い道のことですが、2回目に伺いに行ったところ、県道に関わるところは表示の関係一切できない、町道なら何とかなるという返事を一度もらっている。それなら早く行ってくださいということになる。町道なら道路標示、停止線などは、間違いなくできると聞いた。宮津線に関わる側道は町道ですね。中学生などが通学で使うものですから、出会い頭の接触事故などがあってからは遅いという懸念があり、今回の意見を出させてもらったので、何とかして欲しい。先ほどの回答のように、他の所とまとめて出して、何本かまとまったら引くと言われると、何かあってからでは、役場が困るのではないかと。ですので、とりあえず出したところからの対応をお願いしたいという思いで申請したので、よろしくお願いします。(福住)

答) 区長さんの言われるのはおそらく止まれの標識があつたり、道路に止まれの表示があつたりする道路ではないのかと思います。とすると引かれている線というのは停止線なのではないかと思えます。停止線に関しては公安委員会でないといけないので、残念ながら町では引くことができません。地区から要望をもらい、町からも公安委員会に出すという方式で進めていきます。(建設経済部長)

質問) 福住地区の中でも、荒古地区など細い道に家が混み合っている場所がある。そこから宮津線に出て行く車が多いのに、止まれの標識、停止線、カーブミラーなど何もない。何かあつた方がいい。そういうことで、今まで何枚も要望書は出してきた。対策を何とかよろしくお願いします。(福住)

答) 標識も何もないということなので、停止指導線を引かせていただきます。止まれの三角標識はできませんけれど、立て看板であれば町の方で置くことができます。しかし、道幅が狭い道路に設置すると、逆に視界を悪くする、通行の妨げになる恐れがあるので、区長さんと現地を確認して設置したいです。ご協力をお願いします。(建設経済部長)

質問(6) 適正な管理が行われていない空き家等が防災・達生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のため対応が必要との背景から、昨年11月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が制定され特定空き家等に関する措置については本年5月26日からの施行、その他事項については本年2月26日から施行されています。この法律の制定に伴い阿久比町としての対策は何か考えてみえますか。(福住園高台)

答) 空き家の管理につきましては、本来、所有者が管理するものでございます。家屋が壊れて道路の通行に支障をきたすような場合には、建設環境課までご連絡をいただければ、現地確認や所有者等の調査をしまして、所有者等に適正な管理を指導させていただきます。

「空き家等対策の推進に関する特別措置法」につきましては、今後政令が発令され、国や県により説明や勉強会がなされますので、それを受け研究し、対応したいと考えております。(建設経済部長)

関連質問) 空き家対策についてですが、答弁については従来から全国的には「建築条項の適用とか行政代執行の行使について色々対応されている市町村があると思います。町としては今までそういう事をしてこなかったのか。特別措置法によることによって法律に基づく勧告は行政指導から行政処分に、即代執行につながるようになると思います。もう何年も前から全国でやっていることを、勉強会が開かれるからと、どの市町村でも条例を制定していると聞いています。そういった点はどう考えているのか。(福住園高台)

答) 法施行前から条例で定めて対応している自治体もあると聞いております。町で空き家対策が問題となってきたのが平成22、23年頃からだと認識しています。他の市町の条例等も見っていますが、町としては元々の所有者が管理するものという考えを崩しきれていないということで条例化に踏み切れていないのが現状です。今更、県の勉強会を開いてからというものどうなのかと言うことですが、政令がどういうものなのか分からない段階で条例まで踏み切れないのがあります。所有者に対して指導と言うことを現在もやっています。もしそういう所があればご相談いただいて、町の方で指導しているのが現状です。法律にのっとって最終的には行政代執行ができるという法律になりましたので、政令を見て勉強会を聞いて対応していきたいと思います。(建設部経済部長)

関連質問) 今やっていることは、地方税法違反だとか、憲法29条の財産権の侵害が絡んできますよ。根拠が無いのに行政が所有者を確認する行為はできませんよね。そのために今回新しい法律ができて、税情報も空き家対策に使っていいですよということになったのではないのですか。今やっていることの根拠が疑問ですけど。それは政令だとか省令だとか施行令が出来てからということですが、既に法の時に説明ができてますよね。協議会を作りなさいよ。協議会で空き家対策のことを議論してくださいね。挙句に税情報は空き家対策に使っていいですよ、それについては法律に基づく勧告をしてもいいですよ。当然勧告は最高裁の判例でも出ていますけど、法律に基づく勧告は従来行政指導だったものが行政処分ということになりましたよね。結果的には全て今回の法律制定にともなってやれることが多くなったということです。総務省も公式に概要を説明していますし、今になって政令を待って、勉強会を待っていることが分からないのです。私は総務省の資料を持っています。これを見れば分かります。法律の制定が半年前ですよ、やっていないところも根拠が無いとできないから建築条項を根拠にしたり、しょうがないから条例を根拠にやったりしている。なぜ条例の根拠は何かというと先ほど教育部長にも申しましたが極論的に不利益になることや税を課すときは条例を制定しなさいよという地方自治法第14条第2項で、市町村は条例を作って対応していたのですが、今回の空き家対策については法律ができることによって条例を作る必要が無くなったのです。ただ協議会を作りなさいということが空き家対策特別措置法で明確になっているのです。空き家対策はどこでも多いのです、憲法29条の財産権の侵害とかプライバシーの問題、所有者が誰かと言うことは行政であっても勝手に調べることはできませんよね。建設経済部長が税情報を知ることはできませんよね。部長だから税情報を知りたいからと言って税務当局に調べに行っても教えてもらえないわけですよ。これは地方税法で徴税吏員しか見てはいけないと書いてあ

るのですからだめですよ。民生部長が保育料の関係で所得情報を見せてくださいよと言っても見せてもらえないですよ。相手の委任状を受けて見ていると思います。双方の納得の上なら国もそこまで言わないと思います。この土地建物を誰が持っているのか、例えば空き家になったから雑草を刈ったら、憲法29条の財産権の侵害に当たり損害賠償の対象になります。それをどうするのか。今回の法律制定でそれが出来るようになったのだから協議会をつくって議論をして物事をやっていかれたらどうですかと言う提案なのです。私の言いたいことは早く協議会を立ち上げて同時進行でやられたらどうですか。うちの自治会も空き家対策で困っていますので、どなたが持っていたのかも分かりませんが、その方の財産、建設経済部長さんであればよく分かりになるのが、例えば川の底地の所有権、本来国のものですが、そこに個人の名前で登記簿に登録されていることがありますよね。そういった中でかつて、明治の方の所有者の名前があり今は誰が持っているのか分からないということで苦労されたことがあると思います。だんだん下がって行って相続人を確認しますよね。空き家でもだんだん古くなっていくとそうなりますよね。そういうことも踏まえて法律の制定なので早めに対策をした方がありがたいかと思います。(福住園高台)

質問(7) 1月15日号広報で、第5次阿久比町総合計画に基づく第5期実施計画が公表されました。

この中で基本目標の主な事業ごとに事業費掲載がありましたが、この事業費は全額行政が負担する額として理解してよろしいですか。(福住園高台)

答) 第5次阿久比町総合計画は、「安全・安心・安定」、「阿久比らしさ」、「参画と協働」を基本理念として、まちの将来像「みどりと共生する 快適生活空間・あぐい」を目指すために、6つの基本目標を実現するため、第5次実施計画では、平成27年度から平成29年度の3年間に行う普通建設事業をまとめたものです。

ご質問の「この事業費は全額行政が負担する額なのか」については、町税(住民税・固定資産税など)、国の譲与税・交付金、国庫・県支出金、町債などで賄われます。ただし、地区公民館整備については、一部地元負担があります。とはいえ、この事業費は、皆様方から納めていただいた税金その他貴重な財源で賄われておりますので、毎年度の予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に執行するよう努めさせていただいております。(総務部長)

質問(8) 前回の未来づくり懇談会の席上で「質問⑥雨天時に予約なしで利用できる体育館の確保」について、質問に対して教育部長さんから「施設利用については利用日の3日前までに申請書の提出が必要」とお答えになっていますが、間違いありませんか。(福住園高台)

答) ご質問のとおり「施設利用については利用日の3日前までに申請書の提出が必要」と答弁したとおりです。

ただし、過去に良好に使用した実績のある申請者の方には、規則のただし書きを適用しまして当日申請を許可することにしていきますとお答えもいたしました。(教育部長)

関連質問) 規則でうたっていますとお答えいただきましたが、地方自治法の第14条の第2項ではそうはうたっていませんよね。住民に対して不利益の処分を課するときには条例でないといけないと規定していますが、今、町がやっている3日前に出しなさいと言うのは全て規則で定めてあるのですが、これは地方自治法違反になりませんか。(福住園高台)

答) 3日前からと言うことで住民の不利益になるのではないかと言うことですが、規則で定めているのが現状です。問題提起も今までありませんでした。問題提起として受け取りましたので、一度持ち帰って調べて、お答えさせていただきたいと思います。(教育部長)

意見) 当然のことなんですけど、法律と実際の条例・規則があっていない。これは当然ながら違法となります。違法なものを阿久比町が作っているとは思えない。解釈上、条例でなく、規則で定めるのが当然なんですけど、行政を縛っている、憲法が国民を縛っているのではなく、政府を縛っている同じように、3日前までに行政に出してくださいね。そうしないと行政が困りますよ。ということでこれは一般的に訓示規定と呼ばれるどこの市町村でも規則で決めている。よって当日申請があっても認めるべきである。(福住園高台)

質問(9) 他の市町では、自治会・町内会の加入世帯が減少し、解散又は維持が困難等との声を聴きますが、阿久比町では同じですか。

また自治会・町内会は末端行政組織との話も聞きますが、本来町と自治会・町内会との関係はどういうものなのですか。(福住園高台)

答) 阿久比町では、旧来、自治会・町内会への加入率が高く、現在のところ、解散又は維持困難との声は聞いてはいません。

大字・自治会は、その区切られた地域に住む方たちの生活環境の改善・向上、親睦や助け合いなど、その地域を住みやすい場所にすることを目的として活動する組織だと考えています。町と自治会・町内会との関係につきましては、自治会長さんはその自治会のトップであるとともに町の行政協力員にもなっており、町と地域との連絡調整機関としてご活躍いただいております。また、行政協力員は、阿久比町行政協力員設置規則第2条に規定する職務を行っていただいております。自治会長としての役割があり、加えて行政協力員としてかなりの職務がありますので、大変だとは思いますが、自治会、町内会のご協力がなければ、町行政を運営するのは大変難しいことですので、今後ともご協力をお願いしたいと思います。(総務部長)

質問(10) 独居老人についての支援について(阿久比団地)

質問(11) 高齢者についての支援について(阿久比団地)

答) 高齢者についての支援について、独居老人についての支援についてのご質問ですので町が現在行っている在宅の福祉サービスについて説明させていただきます。

町では、毎年、高齢者に限らず、障害のある方などが利用できる福祉サービスを取りま

とめた「阿久比町の在宅福祉サービス」を作成して全戸配布しています。今年は5月15日号の広報と一緒に配布しましたが、これからお話しする内容はその在宅福祉サービスに載っていますので、また、ご自宅でご覧いただきたいと思います。

「高齢者のための在宅福祉サービス」は、11のサービスを載せています。

その内、4つの事業はひとり暮らし又は高齢者世帯の方だけを対象とするものです。まずこのひとり暮らし又は高齢者世帯の方を対象とする事業から説明します。まず一つ目は、高齢者軽度生活援助事業です。こちらは、介護保険で自立と判定されたひとり暮らし又は高齢者世帯の方を対象に、軽易な日常生活上の援助を行うためにホームヘルパーを派遣して、自立した生活を援助するものです。利用料は1時間当たり 200円です。二つ目は、配食サービス事業（日曜日以外）です。食事を作ることが難しい在宅のひとり暮らし又は高齢者世帯へ配食します。安否確認も行っています。1食400円です。三つ目は緊急通報装置設置事業です。ひとり暮らし又は高齢者世帯に対して緊急通報装置（ペンダント型無線機、通報用電話機）を貸与することにより、緊急事態が発生したとき、無線機のボタンを押すと、事前に登録しておいた緊急連絡先に自動的に緊急通報されるものです。利用料は所得に応じて異なり、月額0円～1,200円です。四つ目ですが、住宅用火災警報器設置事業ですが、65歳以上のひとり暮らしの方を火災から守るため、火災警報機を設置します。対象は住民税非課税で、誰にも扶養されていない方。利用料は無料です。以上の4事業は、一人暮らし又は高齢者世帯へのサービスです。

次に、寝たきりなど障害のある方への在宅福祉サービスです。一つ目は寝具の洗濯・乾燥サービス（概ね3ヶ月以上寝たきりの状態の方）です。こちらは、在宅のねたきりの高齢者が使用している寝具（掛布団、敷布団、毛布各1枚）の洗濯・乾燥を行います。年2回、無料で行います。二つ目は徘徊高齢者家族支援サービス事業です。徘徊癖のある高齢者の方が、位置確認のための発信機（端末）を携帯することにより、行方不明になった時、位置検索システムを利用して、その居場所を特定し、家族に通報するというものです。概ね65歳以上の方で、利用料は、月額2,620円です。

三つ目は家族介護用品支給事業です。住民税非課税世帯で、在宅で常時紙オムツなどを必要とする、要介護4又は5の判定を受けた高齢者の方を介護している場合、介護用品を支給します。四つ目は家族介護支援特別事業です。住民税非課税世帯で、要介護4又は5の状態にある高齢者の方を、過去1年間介護保険のサービスを利用することなく介護をした家族に、慰労金（10万円）を支給します。

そして、世帯要件や、障害など要件の無いサービスの一つ目は、高齢者タクシー料金の助成事業です。満70歳以上の方の外出支援を目的に、タクシーの初乗り運賃分を助成します。年間30枚です。二つ目は温水プール利用料金の助成事業です。こちらは、満65歳以上の方に、東部知多温水プールの利用料の半額を助成します。三つ目は高齢者健康保持対策事業（難しい名称ですが、これは宅老所です）です。こちらは、家に閉じこもりがちな高齢者の方を対象に、趣味活動や軽い運動などを行い、1日を楽しく過ごしていただく事業です。週2回、10時から午後3時です。以上のような在宅福祉サービスを実施していますので、ご利用いただければと考えております。

その他、介護保険や医療にも様々なサービスがあります。役場には地域包括支援センターという、高齢者の介護や福祉、医療、その他高齢者に関する相談窓口があります。場所

は、役場庁舎の東の端です。電話でも結構ですので、なんでもお気軽に問い合わせください。(民生部長)

質問(12) 東南海地震について対策(阿久比団地)

答) 東南海地震で起り得る最大級の地震想定では最大震度6強と想定されています。

津波による被害想定は、ほぼ無いとはいえ建物被害及び人的被害は想定されています。

本町としては、今年1月に「阿久比町防災マップ」を作成し、全世帯に配布することにより、より多くの町民に対して災害時における備えを家族ぐるみで考えて頂くよう周知いたしました。また、防災ラジオの有償配付や安否確認フラッグ、救急医療情報キットの全戸配付を行ってまいりました。毎月2回発行する「広報あぐい」には、「防災への意識改革」として様々な防災情報を掲載させていただいております。

また、昨年度より火消し隊の立上げを行い、自主防災に力を入れるとともに、各地区の自主防災会をはじめ、防災ボランティア・赤十字奉仕団等の防災関係団体の合同防災訓練を実施し、訓練内容についても毎年防災関係団体との見直しや反省を踏まえ、より効果的な訓練が実施できるよう災害支援対策を図っております。

さらに、各自主防災会においても地区ごとに消火訓練や応急処置訓練等を半田消防署阿久比支署の訓練指導のもと地域防災力の底上げに努めております。

施設面では、現在建築中の新庁舎は免震構造ですので、災害が発生したときは、すぐに災害対策本部を設置することができます。また、これから建設を予定している、多目的ホールも通常の1.5倍の耐震力を持たせることとしていますので、避難所として大いに役立つものと思います。また、英比小学校駐車場及び丸山公園駐車場には100トンの飲料水兼用貯水槽があります。

災害支援については、まずは自助(自分で身の安全を確保する)そして共助(隣近所・地域での支援)最後に公助(公的な支援)と時間的に経過していくと思いますので日頃からの備えを町民のみなさま一人ひとりが自覚し被害を少しでも減少出来るよう努めたいと思います。(総務部長)

関連質問) ソフト面、制度面については詳しく説明していただきました。良く理解できました。阿久比団地は、団地ができてから約50年が経過しています。ほとんどが木造の家で鉄筋の家はありません。鉄骨の家があります。そこで耐震診断もしくはアドバイスなどの制度はどうなっていますか。(阿久比団地)

答) 住宅耐震化などの補助等がありますが、それ以外は現在ありません。防火水槽についてなどは昔から進めてきましたのでかなり行き渡ってきていると思います。50年前に団地ができ、ほとんどが木造住宅で心配されているということはよくわかります。ただ住宅の耐震化となるとそれなりの金額が必要です。補助制度があるとは言え、多くの負担を強いることとなります。ですので、現実的にはなかなか普及していません。簡単にできるものといえば、設置している家具の転倒防止金具の設置ではないでしょうか。これは簡単にできるものですが、実際はなかなかできていないのではないのでしょうか。まず、自助。自分の身を守る、周りの家族を守ることが重要になってきますので、まず自分の家庭ででき

そんなことからやってください。私の家も築30数年経過し、耐震診断で危ないといわれたけれども、現実には耐震化も何もやっていない状況です。家具の転倒防止金具の設置を一つ取り付けてあるのが現状です。金具といえば食器棚の扉が開いてこないようにするものを付けている程度です。この話をしながら私もできるところから一つずつやっていかないといけないと感じています。皆さんも自分たちでできることから少しずつやっていただけるよう、よろしくお願いします。(総務部長)

答) 住宅の耐震についてですが町の方では住宅の耐震診断事業というのを行っております。これは建築年が昭和56年6月以前に建築されたものを対象としております。申請していただければ町で対応しております。費用は無料です。このときに修繕のおおよその概算費も算出するようにしております。ご利用いただければと思います。その上で、結果が良くなく、耐震改修をしたいと言うことであれば、現在、事業費の50%で限度額120万円の補助させていただいております。こちらもご利用ください。(建設経済部長)

質問(13) 昨年の提案で「宅老所」「小規模福祉活動」「友愛活動」の一本化による地域全体の福祉を実現させるよう、町主導の推進を提言した結果「地域福祉計画」の計画づくりの中で取り組むとの回答でしたが、計画に、どのように反映されましたか。

前々回に高齢化に伴いミニ宅老所等を社会福祉協議会と検討するとの回答に対して進捗状況を教えてください(高根台)

答) お答えする前に、「宅老所」「小地域福祉活動」「いきいきクラブ友愛活動」の3つの活動を簡単に説明させていただきます。

まず「宅老所」は、健康介護課が「高齢者健康保持対策事業」として、介護保険の予防活動として、概ね65歳以上の家にとじこもりがちな高齢者の方を対象に、週2回10時~午後3時ころまで、趣味活動や軽運動などを行い、一日を楽しく利用していただくことを目的に、行っています。現在、各小学校区に一ヶ所の4ヶ所あります。この事業は、地域の民生委員さん、ボランティアグループの皆さん、いきいきクラブ会員の皆さんなど、地域の皆さんのご協力、支え合いにより運営していただいています。本当にありがたく、感謝申し上げます。

次に、「小地域福祉活動」は、社会福祉協議会が推進している事業で、高齢者等が気軽に集まることのできる午前中2時間程度のサロン活動や、訪問活動などを月に1回程度実施する活動です。現在、白沢台、宮津団地、大古根の3地区が活動しています。各行政区を単位に、民生委員さんやいきいきクラブ会員など地区の皆さんに手伝っていただき実施していただいています。「いきいきクラブ友愛活動」は、いきいきクラブが推進している事業で、各地区のいきいきクラブ会員を基本とする、高齢者に対するサロン活動や訪問活動、刃物とぎやお助けマン活動などの事業を月に1回程度実施する活動です。

この3種類の福祉活動に共通する点は、地域の民生委員さん、ボランティアグループの皆さん、いきいきクラブ会員の皆さんのように「地域住民の方が主体となって、福祉活動に参加、実施している」ところにあります。今回の地域福祉計画の策定においては、基本目標2「みんなでつながって、交流や支え合い活動に参加しよう」の中に、今後の共通の目標や方向性などについて反映しています。

ご提案いただいた「一本化」ということにつきましては、この3種類の福祉活動は、対象者、活動の主旨、中心になっている構成員（スタッフ）、開催場所、開催頻度などに違いがあります。地域福祉計画の策定に際しましては、策定委員、作業部会に、それぞれの団体の方も加わっていただき、皆様のご意見を反映して策定しています。計画では、それぞれ別々の活動としての位置づけをしておりますので、よろしくお願いいたします。

各地区には、各地区の状況や成り立ちに違いがありますので、地区の状況に合わせて、この3種類の福祉活動の良いところを活かしつつ、交流や支え合い活動に取り組んでいただきたいと思います。まだ取り組まれていない地区などには、何らかの活動に取り組んでいただけるよう進めていく予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、一昨年「高齢化に伴いミニ宅老所等を社会福祉協議会と検討する」とお答えしたのは、23行政区単位に地域住民の方が主体となって行う福祉活動（見守り活動、サロン活動、友愛活動等）を健康介護課、住民福祉課、社会福祉協議会が応援するという意味でございます。進捗状況につきましては、先ほどご説明した「小地域福祉活動」は宮津団地、白沢台、大古根の3ヶ所。「いきいきクラブ友愛活動」については、宮津山田、福住、福住園高台、高根台、坂部の5ヶ所。独自で実施しているのは、宮津とメイツ巽ヶ丘の2ヶ所、合計10ヶ所になります。

今後はサロン活動に限らず、見守り活動など、未実施地区への推進などについて、地域住民の皆さんと各課、社会福祉協議会が連携しながら進めていきますので、よろしくお願いいたします。また、先ほど政策協働課から説明がありましたが、住民税1%町民予算枠制度への応募も出来ます。宮津地区では、この住民税1%事業として地域住民の皆さんが触れ合う、交流や支え合い活動に取り組んでいただいています。それぞれの地区の皆さんも既存の活動にこだわらず、工夫を凝らした活動を住民税1%事業として提案していただきたいと思います。町は住民の参画と協働のまちづくりに力を入れておりますので、よろしくお願いいたします（民生部長）

質問) まず1番目の問題ですが、昨年この会で地区からの質問は要約しない約束があったと思うんですが、今日見たら全部要約してある。特に今私が聞きたいと思っている、高根台の一番の関係ですけども、聞いていることと説明していることが全く違う。もう少し真剣に内容を考えていただきたい。というのは、町の方が指導力を発揮して一本化を図ってくれと昨年ではなく、その前の年から要望している。今、三つに分かれているんだから、それぞれやっつけばいいという時代ではもうない。先ほど町長が言われた高齢化率が高いとかいろんな話があった。そのような中で、宅老所や友愛活動や小規模の福祉活動とか、いろいろ説明を受けたが、そんな説明ではなくて、一本化をどうしたらできるのかということを知りたい。一本化した方が、より地域としても、町全体としてもやっぱりいいと思う。これからの福祉情勢というのはそういうものではないかなと思っている。ですので、今回こういう質問をさせてもらった。今度から回答を作る時には、もっときちっと答えていただきたい。もう一つは地域福祉計画にどのように反映されているかは、先ほどの説明を聞いてもさっぱり分からない。そのあたりも含め、来年度以降よろしくお願いいたします。それとミニ宅老所と各地区のサロンをどんどん広げていくように検討したいということも25年度のこの会で約束しています。社会福祉協議会と検討するというので、その

回答に関してどういふことを検討して、今どこまで進んでいるという進捗を教えてください。ところがその辺は、はっきり言って曖昧な回答であった。そのような点でもう少し、質問の内容と回答をしっかりと合わせてほしい。お願いします。(高根台)

答) 私が聞いたところで、精いっぱい答えさせてもらったつもりですが、足らなかったということであれば、まず順番に説明させていただきます。町の方で一本化ということについて、今お話ししたとおり各地区には各地区の事情がございます。地域福祉計画については、4月1日の広報と一緒に全戸配布させていただきました。こちらの真ん中に書いてあります「すべての人が、地域で共に生き、支え合う「つながる」まち、あぐい」を目指し、「地域で支え合ってつながるまちを作りましょう」という計画です。町の方が各団体なり地区の方なり、その活動を行っていることについて、それを一つにまとめようと、ああしなさい、こうしなさいと言う考えはありません。さきほどお答えしたとおり、地域福祉計画を作るときに、そういった団体の方にも、一緒になって協議してこの計画を作っております。その中で、作成の担当に伺ってきたところそういった団体の方からはこれらの事業の一本化の要望はなかったと聞いています。それぞれの団体が各地区の実情があるから、それぞれの地区が一番やりやすいやり方で事業を行っていくという考えです。小地域福祉活動は社会福祉協議会、友愛活動だといきいきクラブ、それぞれその地区が進めやすいやり方で進めていってまいります。まだ取り組みをされていない地区につきましては、地域福祉計画を進めるに当たって、今年度社会福祉協議会と町とが一緒に地区に出向いてそういった取り組みをしていただけるように取り組んでいきます。ミニ宅老所についても今、説明したとおり、社会福祉協議会と各課が連携して進めていきたいと思っています。ご理解をお願いします。(民生部長)

意見) 今のね、多くの方が集まって地域福祉計画を作ったのは私も聞いている。誰が集まって作っていたのかも知っている。地区によって実情が違うのもある。そう言うのを聞きたいのではなく。町として強力なリーダーシップを取って、全体をできるだけ早い時期に、きちんと友愛活動などの福祉活動をしっかりと整理して行ってほしい。地区の好きなようにやっていってくださいではなく、今の時代の実情に合わないのではないかとこののを心配している。(高根台)

答) 先ほども言いましたが、町から地区にああしなさい、こうしなさいではなく、地域とともに支え合うという目標でやっております。地域が主体なのです。今回の計画でも行政が主体ではなく、地域が主体となって地域の方が地域とともに支え合えるようにしていこうという計画です。地域にあった方法で、地域のつながりができる活動を進めていってほしいと町も社会福祉協議会も考えています。ですので、先ほどいったとおり、まだ何も活動をしていない地区に出掛けて何かしら取り組みやつながりを作る活動を始めるように促していくように進めていきます。(民生部長)

意見) 私は今の話では全然理解していないのですが、高根台は、はっきり言ってサロンや刃物研ぎとかお助け活動などいろいろやっている。いきいきクラブの会員のみを対象でなく、広い全住民を対象にと考えている。そのように活動を進めている。このような活動は

是非全地区で取り組んでいった方が良く考えている。やるとこやらないところで地域格差が生まれている。宅老所がない地区に住んでいるので残念なのです。だからミニ宅老所については期待していたのだけど、全然進んでいないからがっかりしている。これは個人の意見として聞いておいてください。(高根台)

質問(14) 地震防災マップによれば、高根台にも危険箇所があり、南海トラフ地震を想定した対策を示してほしい。(6~7軒が崩壊により流出することを看過することはできません)(高根台)

答) 防災マップに表示のある高根台地区の危険箇所については、愛知県が指定した急傾斜地崩壊危険箇所、町内46箇所を表示しています。防災マップにも表示がありますように、急傾斜地崩壊等による人的被害については、「被害わずか」また、建物被害については、約10棟と町内全体の予測がされております。災害が予測される恐れのある場合は、早めの避難をしていただくことが大事だと考えます。

町としても、いち早く「同報無線」及び「あんしん防災ねっと」等により災害に関する情報を迅速かつ的確に提供することで減災に繋がるよう努めますのでよろしくお願い致します。(総務部長)

質問) 二つ目も非常に要約してあるので、高根台に危険箇所があるというのは先ほど答えたけれど、私は大きな地震が来たら崩壊してしまうのではないかと思う家が6軒から7軒ある。そのことを心配している。町全体ではなく、地区ごとに細かいところまで危険箇所などをしっかりと明示してもらいたい。全体的な話ではなく、もっと地区の細かい箇所のお答えがほしかった。(高根台)

答) 急傾斜地が一箇所ありますので、そこに関連した話だと思います。地震が起きると急傾斜地ということなので、家が流されてしまう可能性については、ないとは言い切れません。だからといって、町として急傾斜地を全て改修することはできません。高根台さんの箇所については今回、県から指定されました。現場を見に行くと確かに危険だなと感じています。しかし、町内にはもっと危険な急傾斜地がたくさんあります。件数が少なければいいのかということではないですが、たとえばいうと横松では約90世帯ほどありますが、半数の50世帯以上が急傾斜地に含まれています。宮津では約200世帯ほどあるので、急傾斜地に含まれている世帯はもっとあります。そこをどうにかできるのかというと、現実には住宅が密集しているような場所ですので、なかなか手は打てません。ですので、急傾斜地に指定されたという事実と避難の重要性をそこに住む皆さんに周知することが重要です。そして、皆さんには、例えば台風で大雨の恐れ、崩落の恐れがあるとき、また、大地震の際も同じく余震前に、とにかく危険だと感じたら早めに避難所に避難することが重要だと心に留めておいてもらいたいです。(総務部長)

提言) 高根台の5、6件の余分な心配はするなということですが、そこで傾斜地を何とかするために、効果があるかは分からないが木を植えるとか、崩れるのを少しでも防ぐ

ということは考えられないですか。斜面に木を植えるなどの対策も一つあるのではないかと
思うのですけれど。(高根台)

答) 急傾斜地の植林で効果があるかについては、今ここでは分かりません。住民の方から
アイデアがあったということで、持ち帰って調べてみたいと思います。(総務部長)

質問(15) 高根台では、地域性を考慮した防災対応を検討中であるが、詳細な被害想定
を明確にしないと、地域に生きる対応策の検討が出来ない。従って町が想定している地域
ごとの被害想定を具体的に明示して頂きたい、具体的には

①インフラはどうなるのか?

消火用水、電気、ガス、電話、防災無線、他

②地盤等の被害はどのようになるのか

地盤崩落箇所、鉄塔、電柱、家屋等の転倒可否又は状況 他

(高根台)

答) 本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震があります。愛知
県の調査・研究結果を基に考えられる被害想定のうち、高根台地区の震度は6強また、液
状化危険度は、計算対象外となっております。その他の被害想定につきましては、防災マ
ップにも表示がありますように人的被害のうち過去地震最大モデルでは、死者数約10人
また、建物被害は、約300棟と予測されています。ただ、各地区の被害想定までは、現
在のところはされておりません。インフラはどうなるのかについてですが、まず、消火用
水については、被害頻度によっては給水施設の緊急遮断弁が機能し給水不能となる可能性
はありますので消火栓による水利確保は、限られた水量となります。その他の水利として
は、高根台地区にある防火水槽4基と調整池となります。次に、ライフライン被害のうち
電気及び上水道は、震度5弱程度以上の揺れがあった地域では停電、断水が想定されま
す。また、ガスについては安全装置のあるガスメーターでは震度5弱程度以上の揺れで遮断装
置が作動し、供給停止されます。さらに、強い揺れの場合は、地域ブロック単位で供給停
止されます。また、電話については、震度6弱程度以上の揺れがあった場合は、通信業者
による災害用伝言ダイヤルや災害用伝言などの提供がされます。そして防災無線につい
ては、停電と同時に地区の子局については、蓄電池による電源確保は可能となっております。
地盤等の被害はどのようになるのかについてですが、地盤については、震度5強の揺れが
あった場合には亀裂や液状化が生じることがあります。先ほど申しましたとおり液状化の
心配はまずないと思います。また、6弱で地割れ、6強以上で大きな地割れが生じること
があります。次に、木造家屋については、概ね昭和56年以前は耐震性が低く、昭和57
年以降には耐震性が高い傾向があります。耐震性の低い木造建物は震度5強で壁にひび割
れ、亀裂の恐れが、6強で瓦の落下や建屋の傾き、倒壊の恐れがあります。既存建物の耐
震性は耐震診断により把握することができます。(総務部長)

関連質問) 三番の項目ですが確認ですが、先ほどから話されている、自助・共助・公助で
すが、共助を強化しようということで、高根台では自主防災組織の組織ごとの活動を進め

ていこうということになっている。その中で情報を取る班、誘導をする班、火を消す班、給水する班などを考えているが、活動を展開する中で被害想定を町の方でしっかりやってもらわないと計画の立てようがない。先ほどのような説明ではなく、もう少し踏み込んだ報告をしてほしい。先ほど上水は緊急遮断弁で地震の時は止まりますという話だったが、町が点検をして異常がなければ何時間ぐらいで復旧するか、傾斜地の話が先ほども出てきた福住から高根台に上がってくる団地ができてから作った道路は本当に崩れないのかとか、たぶん検討されていないのか、されていても危険だから報告がないのか分からないけれど、そういう具体的な被害想定を是非教えて欲しい。そうでないと、どういったことを検討して高根台の中で準備をしていったら良いのかが分からない。高根台には先ほどの話で防火貯水槽がありますと報告があった。字としては、火災の時にはこれの活用をまず考えています。また、調整池はありますがどうやって水をくみ上げますか。今は全く道具がない。要はポンプも何も無いということです。バケツがあればくみ上げられますが。町としては自治会にどのくらい持ちこたえておいてくれと想定しているのですか。住民を安全に誘導したいので、地区の鉄塔は崩れないのかとか、電線は切れないのかとか、そう言ったところも、もし想定としてあるのであれば、具体的なものをぶっちゃけて教えて欲しい。町として大地震の時の高根台の被害の予想を、どこまで検討しているのか、どこまで分かっているのかをもう少し私たちに下ろしていただきたい。後で知ったのですが、高根台の上水と消火用水は東浦とバルブ一つで連携されていて、いざというときはお互いに供給し合うという協定ができています。誰がそのバルブを開けるのか。そう言ったところまで含めてもう少しざっくばらんにぶっちゃけた内容を聞きたい。(高根台)

答) まず地区の被害想定を推してほしいということですが、町として最大震度の地震が来たとき、各地区でどの程度の被害が出るかという想定は出せません。愛知県の試算として死者約10人、建物被害約300棟とでております。これは町全体のことですので、県で出したものも約、おおむねといった表現になりますのでかなりアバウトなものです。池があっても水の確保も難しいのはその通りです。確かに道路から水面は結構な距離があります。消防団の車がいっても給水管が入らないかなと思います。ただそれでも水がそこにあることはありますので、そういった面で恵まれているのではないかと思いますので、先ほどのアピールにあげさせてもらいました。防火水槽はあるわけですが、40トン級ですので高根台地区のあちらこちらから火が出たときは、おそらく足りなくなるのではないかと思います。大災害の時であると、まず消防車が入れないことが想定されます。消防団も行けないだろうと思われれます。そこで何が一番大切かという、自助の中にもありますが、自分の家から火を出さないことが一番大切だと考えてください。一件火が出てしまえば、先ほども言いましたように消防車等は、発生当初は当てになりません。そうすると各家庭に一本はあると思われる消化器などを使って初期消火をしっかりとする、そして、地震の際、火を使っていたら揺れている途中は火を消しに行く必要ないが、揺れが収まったらすぐに消し、とにかく自分の家からは火事を起こさないという意識を持ってもらうことが大切だと思います。福住から高根台に向かう坂ですが、上がってくる左側は高さがあります。団地ができた後の完成であり、道路管理は詳しくないけれども、それなりの設計で作ってあると思うので、おそらく大丈夫ではないかと思います。それから水道の東浦との

協定は私も承知しているが、バルブの使い方は持ち帰って調べて返答したいと思います。
(総務部長)

質問) 町でも非常時に備えて対策、想定訓練を行っているが、そのときにある程度明確な具体的な想定を作らないと各組織隊が機能的に動けないのではないか。その中に今、申し上げたどの程度電線が切れる、電柱が倒れる、道路が大丈夫だとか、水道がどうなる、ガス管は大丈夫かとか、揺れがあって遮断弁で止まるのは承知しているが、ガス管本体はどうなるのか消火用水の配管自体はどうなのか、きちんと想定して訓練をされているのではないかと思う。そういった情報を我々に下ろしてくれたら、自助などについて地区として頑張ります。共助の力・自主防災力をいかに上げていくか地区としての課題としていきますので、その所に役に立つ情報を下ろしていただきたい。去年も確か申し上げましたけど地区でモデルを作って、高根台のように高い団地にあるところの防災活動をどうするのか、低い河川に近いところはどうかといったモデル活動をして、それを横に展開することで防災力の強化につなげてほしいという提案を今年もさせていただきたい。ご検討いただければと思います。(高根台)

答) ありがとうございます。訓練の時想定をしてやっていないのかということですが、町の防災訓練は、被害を想定してとかではなく、今は一般的なことをやっています。例えば、土嚢を作ったり消火訓練をしたりということをやっています。2年前までは避難訓練をメインでやっていたけれども昨年からは皆さんに集まってもらい訓練を行ってもらうように変更しました。昨年いただいた地区別の訓練をしてはどうかという提案につきましては、持ち帰って防災交通課に、そのような訓練も必要ではないかということを示したいと思います。やろうとすると職員が少ない中でやっているの、今のところなかなか手が回っていない状況です。先ほど返答し忘れましたが、ガス管がどうなるか、ガスに関してはまず都市ガスについては各家庭のところで遮断され、大きなものになるとブロック別に遮断されます。東邦ガスに確認したところ72ブロックに供給地域が分けられており、本町と知多市と半田市と東浦町という広さで一ブロックになっていると聞いています。そのブロックで遮断されることになっています。鉄塔についての話もありましたが、中部電力に聞いたところ、申し訳ないけれども地震に関する想定で設計はしていないそうです。何十年も前から立っている物もあるのでそのようなのかなと思います。どちらかという台風などの風に対して設計して作ってあります。連続10分間風速45メートルに耐えられるようにしてある。連続して10分間も風速45メートルも吹いたら自分の家が飛んでいってしまうなと思います。中部電力からの鉄塔に関する回答はそのようなものでした。
(総務部長)

質問(16) 空き家問題 近年、空き家問題が全国的に問題となっているが、解決策として空き家管理者が存在する場合、種々の指導等により解決するパターンが一般的である。当団地内に住民の死去により空き家となった住宅が存在する。子供がいなかったため役場が身寄調査をしても該当者が見当たらない為放置状態になっている。この結果、近隣に環境の悪化、防犯、防火面について心配事となっている。

このような場合、町（国）への寄付行為を行う事ができないか検討いただきたい。（高根台）

答）先ほど質問がありましたとおり、法的な措置がとれるようになりましたので、それののっつて対応していきたい。寄付行為が行えないかということについてなのですが、そのことは、私の方ではお答えができないので、総務部長の方でよろしく願います。（建設経済部長）

答）空き屋になった家を町に寄付という形になると、寄付する方がいて、町が受けるかどうかを判断するという形になるが、先ほどの質問だと、おそらく所有者が分からない状況でどうするかということになりますと、結局手が付けられずに長年放置されるということになります。相続人が不存在の場合にどうなるかについて、顧問弁護士に確認したところ、かなりの手間暇がかかるということが分かりました。まず相続財産管理人の選任というものを行います。亡くなった方に相続人がない場合、利害関係人、検察官の請求により家庭裁判所が残された財産の管理と清算を行う相続財産管理人を選任します。一般的には弁護士、司法書士等がこれに選ばれます。裁判所は相続財産管理人が選任されたことを官報で公告し、相続人がいれば名乗り出るよう促します。次に債権者、従事者への弁済というのがあります。先ほど申しました公告から2カ月しても相続人の申し出がなければ、相続財産管理人が、被相続人にお金を貸している人、債権者ということですが、被相続人の遺言により財産を受け取ることになっている人、受遺者がいれば申し出るよう2カ月以上の期間を定めて公告します。この間、債権者、受遺者からの申し出があれば、期間満了後にまとめて清算手続きが行われます。次に相続人搜索の公告です。先ほど申しました2カ月以上の期間が経過してもなお相続人が名乗り出ない場合、相続財産管理人や検察官の請求によりさらに6カ月以上の期間を定めて相続人を探すための公告を行います。この期間をもっても相続人が現れない場合、ようやく相続人不存在が確定します。次に、特別縁故者の財産分与の請求というのがあります。生前に被相続人が生計をともにしていたり、被相続人の療養介護に努めていたりしたなど、特別な縁故があった人は、相続人不存在が確定してから3カ月以内であれば財産の分与を請求することができます。例えばいわゆる内縁関係にあった方でも家庭裁判所に認められれば清算手続きの結果、残った財産の全部又は一部をもらうことができるとされています。特別縁故者への分与の後、残りの財産があれば、それが国庫に納められます。最終的にはこのように国のものになるわけですが、今まで説明してきましたように、種々の手続きでも2年近くかかるということになりますし、今、説明したように順調に事務を進めていってもこれだけかかっていることですので、なかなか相続人が全くいない方の財産を処分するというのはいかに難しいかということが分かっていただけではないかと思えます。（総務部長）

6. 閉会あいさつ

本日は、大変お疲れ様でした。それぞれの地区からご提言、ご要望をいただきありがとうございます。なかなか難しい問題で十分な回答ができていませんが少しでも行政に反映させていきたいと考えております。私どもも精一杯、努めてまいりますので、今後ともよ

ろしくお願いします。

以上で平成27年度未来づくり懇談会を終了します。(副町長)